

井原市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が運転する自動車による交通事故の防止及び事故時の被害軽減のため、自動車に後付けの自動車急発進抑制装置を取り付けた者に対し、予算の範囲内において、井原市自動車急発進抑制装置整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自動車急発進抑制装置（以下「装置」という。） 後付安全運転支援装置の性能の評価等に関する規程（令和2年国土交通省告示第478号）第3条の規定に基づく認定を受けている装置をいう。

(2) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）であり、かつ、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 装置を整備することが可能なもの

イ 自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に、自家用と記載されたもの

(補助金対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助金の交付申請時において、市内に住所を有する満65歳以上の者であること。

(2) 自動車運転免許証を保有する者であること。

(3) 市税を滞納していない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次のいずれかに該当する自動車（以下「補助対象自動車」という。）に対して、市内の事業者が整備する装置とする。

(1) 自動車検査証の所有者又は使用者の欄に、補助対象者の氏名及び住所の記載があるもの

(2) 補助対象者が使用者であることを証明できるもの

2 前項に規定する装置の整備は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するものでなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、装置の整備に要する、次に掲げる額の合計額とする。ただし、本補助金と同様の目的の補助（国、都道府県、その他団体によるものを含む。）を受

けるときは、当該補助を受けた額を控除した額とする。

- (1) 装置の購入費
- (2) 装置の取付費
(補助金額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内とし、
100,000円を限度とする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、井原市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 自動車運転免許証の写し
- (3) 市内事業者による見積書（第2条第1号の要件を満たす装置であることが分かるもの）の写し
- (4) 自動車検査証の所有者又は使用者の欄に、申請者の氏名の記載がない場合は、補助対象自動車の使用者であることを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、井原市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者から井原市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付請求書（様式第3号）の提出を求め、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、装置の整備を完了したときは、遅滞なく井原市自動車急発進抑制装置整備費補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 整備前及び整備後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。